

## 鹿児島工業高等専門学校学寮における寮費取扱規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、鹿児島工業高等専門学校学寮規則第9条第2項に定める寮費の取扱いについて必要な事項を定める。

### (寮費)

第2条 寮費は、寮管理費、舎監・寮母費、寮生会費とする。

- 2 寮費の金額及び使用目的は別表のとおりとする。
- 3 空調経費及び寮生会費に関し必要な事項は、別に定める。

### (寮管理費)

第3条 寮管理費は、寮務主事が作成する予算に基づき適切に執行し、単年度で会計処理することとする。

- 2 寮管理費の決算報告は、寮務主事の指名する監査人の監査を経て、翌年度の6月末までに行うものとする。
- 3 寮管理費は別表に定める金額を9月と3月を除く10月分で徴収したものととして取扱い、月の途中で退寮する者の寮管理費は、その月の日割り計算は行わない。

### (舎監・寮母費)

第4条 舎監・寮母費は、独立行政法人国立高等専門学校機構寄付金取扱規則に基づく寄付金として鹿児島工業高等専門学校へ寄附することにより、実施する。

### (精算)

第5条 寮務主事は、毎年度、精算報告書を作成のうえ校長に報告するものとする。

- 2 校長は、前項の報告に基づき保護者に精算報告を行い、残額が生じたときは、返金するものとする。ただし、保護者の承諾が得られた場合は、翌年度へ繰越し、または鹿児島工業高等専門学校へ寄付することができるものとする。
- 3 返金額については、銀行振込手数料等を差し引いた額とする。

### (その他)

第6条 寮費の取扱いについて、前条までの方法により難しい場合は、寮務委員会の議事に基づき、寮務主事の判断により処理するものとする。

附 則

この規程は、平成 23 年 5 月 20 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 3 条第 1 項及び第 5 条については、平成 22 年度の寮管理費から適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 9 月 3 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 9 月 9 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

別表

| 費 目    | 金 額                 | 使 用 目 的                                  | 備 考 |
|--------|---------------------|--|-----|
| 寮管理費   | 85,000 円            | 水光熱費、建物内外の補修費、寮生が使用する消耗品費、エアコンのリース料に充てる。 |     |
| 舎監・寮母費 | 8,000 円             | 寮生の心身のケアと生活相談を担当する舎 監及び寮母の雇用費に充てる。       |     |
| 空調経費   | 24,000 円            | 居室エアコンの電気料金に充てる。                         |     |
| 寮生会費   | 毎年度始めの定例総会でその額を決定する | 寮生会活動の運営費に充てる。                           |     |

注1. 上記の金額はすべて年額とし、徴収は4月と10月にそれぞれ半額を口座引き落としにより、徴収する。